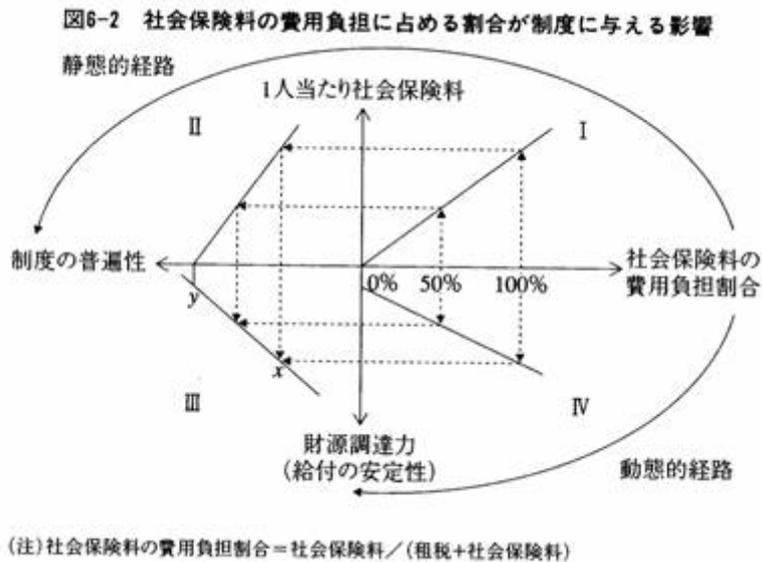


# 勿凝学問 110

制度の運命を予測する社会保障財源調達の動的因果経路  
とある財政改革研究会への補足説明

2007年10月25日  
慶應義塾大学 商学部  
教授 権丈善一

今日、「財政改革研究会」とかいうところで年金の話をしてきた。そのなかで、いつものように次の図を説明した。



この図では、時間を止めた「静的因果経路」は理解してもらえるのであるが、時間が推移する際の因果経路「動的因果経路」の意味が、なかなか理解しづらいようなので、少し説明を。

この図をはじめて公にした『社会保険旬報』(No.2150, 2002年10月11日号)では、静的因果経路、動的因果経路について次の説明をしている。

表 1 社会保険料の費用負担割合を原因とする静的・動的因果経路

静的因果経路	社会保険料の費用負担割合が、ある時点において社会保障制度の普遍性に与える影響
動的因果経路	社会保険料の費用負担割合が、時間の経過とともに、社会保障制度の収入の推移に与える影響

権丈(2004) 国税と社会保険料の財源調達力『年金改革と積極的社会保障政策』p.249.

ここで、社会保障制度の制度設計をする際に財源調達面での社会保険料費用負担割合は、いかなるメカニズムで決まる？

この問いに対する回答が、どうもわたくしは人と違うところみたいなのである。わたくしは——政策選択は合理性にもとづいて行うべきであると考えてはいるのだが——政策選択が合理的に行われるとはあまり考えていないようなのである。瞬間的には政治はヒステリーで政策選択をしてしまったり、あまりにも突発的な事件に惹起される瞬間的な力関係にもとづいて政策選択がなされてしまう——となんとなく諦めており、民主主義というものに持久力のある理性をあまり期待していない。しかしながら、そこで選択された現実の成り行きには、ある程度の法則が見出されるのではないかと考えているわけである。「動態的因果経路」というのは、そうした「現実の成り行き」という時間の経過を視野に入れた、制度の運命を予測する因果経路なのである。この点、以前から次のように書いてきている。

動態的経路では、社会保険料の費用負担が高まれば、財源調達力が強くなり、受給権の制限可能性が低くなる因果経路を、時計回りに描いている。たとえば、ある社会保障制度を、社会保険料のみ——たとえば、ある社会保障制度を、社会保険料のみ——社会保険料の費用負担割合は 100%——で運営するように設計してみよう。

権丈(2004)「国税と社会保険料の財源調達力」『年金改革と積極的社会保障政策』pp.258-9.

つまり、「たとえば・・・」と論じているだけで、なぜ、社会保険料の費用負担割合 100%の制度が設計されるのかは、まったく触れていない——根っ子の部分で、制度選択は合理的な理由もなく行われる場合があり、そのあたりを抽象化するには、ここでは、財源調達面での社会保険料の費用負担割合という「制度選択はランダムになされる」と仮定してもよからうとさえ考えている。

図「社会保険料の費用負担に占める割合が制度に与える影響」における第Ⅳ象限は、時間の推移を視野に入れた動態的因果経路であり、ある瞬間、制度がどのように設計されるかについては、正直なところ、第Ⅳ象限など視野に無き人たちからなる集団ヒステリーで決められることがほとんどであると思っているわけである。もちろん、それで良いとは思っていないが、多勢に無勢——歴史ってのはそういうメカニズムで動いているようにみえるから、こういう図を考え出したのであり、さらには、こういう図の認識が広まれば、政策選択にもある程度理性が加味されるようになるとも思えなくもないのであるが、しかしやはり、多勢に無勢であろうし・・・。

もっとも、生活保護に保険方式を適用すべきでなくこれは租税で行うべきというくらいの理性はたらくだろうとは思ふ。そしてそうした租税による社会保障制度は、なんとも安定性が弱く、財政が危うくなると真っ先に給付削減の対象となる——そういうことを描いているのが、第Ⅳ象限なのである。そして生活保護以外の制度が、どういう財政構成にな

るのかは、再び、「制度選択はランダムになされる」という仮定で十分だろう。要するに第Ⅳ象限は、財源調達力が高いのだから社会保険料の費用負担割合が高い制度の方がフィージビリティが高いなどということの意味しているのではない。

なお、上述の文章には、次がつづいていく——

この制度設計は、反時計回りの静態的経路をたどれば、1人当たり社会保険料が高くなる制度選択をしたことを意味することがわかる。それゆえに社会保険料の未納者が多くなり、この制度の普遍性は低くなる。しかし、時計回りの動態的経路をみればわかるように、社会保険料のみで費用をまかなう制度設計は、この制度に高い財源調達力を保障することを意味する。したがって第Ⅲ象限のx点にみるように、社会保険料の費用負担割合が100%の制度では、普遍性は低い財源調達力の強い、すなわち、1990年代の日本のように長期停滞する経済状況にあっても、国民から安定的に所得を調達する力が強い社会保障制度が設計されたことになる。

逆に、ある社会保障制度を租税のみで運営するように設計した場合、第Ⅲ象限のy点のような、普遍性は高いけれども財源調達力の弱い、したがって給付抑制圧力が強く働きやすい制度ができあがることになる。

権丈(2004)「国税と社会保険料の財源調達力」『年金改革と積極的社会保障政策』pp.258-9.

それともうひとつ。

2004年年金改革で、2017年9月以降保険料が18.3%になることは、すでに政策選択がなされた過去の話であるという認識をわたくしはもっているし、この認識は法律上間違いではないと思う。社会保険料の負担増をなんとか阻止したい経済人たちは、この決まり事をなんとか白紙に戻したいと思って手を変え品を変えて年金制度を攻撃してくるのであるが、なんの訳あって2017年9月以降の年金保険料18.3%を白紙に戻して議論してあげなければならないのか・・・。

はい、今日は、通向けのお話で申し訳ありませんでした。。。